

市報第17号

変更契約の締結についての専決処分報告

市長専決処分事項指定の件（昭和28年3月2日議決）により、次のように変更契約を締結したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和4年12月6日

横浜市長 山中竹春

財政局

専決 年月日	契約の概要（下線部が今回の変更内容）			変更理由
	契約名	相手方	議決・専決年月日 変更前 変更後	
4.9.27	横浜市中心卸売市場本場青果部施設整備工事（第1工区建築工事）請負契約	渡辺・根本建設共同企業体	<u>3.12.1 専決</u> 契約金額 <u>2,120,800,000円</u> 完成期限 令和5年12月15日 <u>3.9.29 議決</u> 契約金額 2,106,500,000円 完成期限 令和5年12月15日	契約金額 <u>2,316,655,000円</u> 完成期限 令和5年12月15日 工期内に賃金等の水準が著しく変動し、契約金額が不適当となる等のため
4.9.30	消防本部整備工事（建築工事）請負契約	戸田・小俣・小雀建設共同企業体	<u>3.11.19 専決</u> 契約金額 <u>5,718,900,000円</u> 完成期限 令和5年7月31日 <u>2.9.16 議決</u> 契約金額 5,588,000,000円 完成期限 令和5年6月30日	契約金額 <u>5,814,688,000円</u> 完成期限 令和5年7月31日 工期内に賃金等の水準が著しく変動し、契約金額が不適当となるため

同	消防本部 整備工事 (空気調 和設備工 事) 請負 契約	川本・康 栄社建設 共同企業 体	<u>3. 12. 3 専決</u> 契約金額 <u>1, 120, 900, 000円</u> 完成期限 令和 5 年 7 月 31 日 <u>2. 9. 16 議決</u> 契約金額 1, 120, 900, 000円 完成期限 令和 5 年 6 月 30 日	契約金額 <u>1, 130, 626, 310円</u> 完成期限 令和 5 年 7 月 31 日	同
4. 10. 4	末吉橋 (鶴見川) 架替工事 (下部工) 請負契約	大成・東 洋建設共 同企業体	<u>3. 12. 21 議決</u> 契約金額 <u>6, 574, 261, 800円</u> 完成期限 令和11年 3 月 30 日 <u>元. 10. 15 専決</u> 契約金額 5, 824, 281, 800円 完成期限 令和11年 3 月 30 日 <u>31. 2. 19 議決</u> 契約金額 5, 324, 400, 000円 完成期限 令和11年 3 月 30 日	契約金額 <u>6, 971, 966, 624円</u> 完成期限 令和11年 3 月 30 日	同
4. 10. 7	上菅田笹 の丘小学 校建替工 事及び上 菅田笹の 丘コミュニ ティハウ ス (仮称) 新築工 事 (建築 工事) 請 負契約	松尾・風 越・石井 建設共同 企業体	<u>3. 12. 16 専決</u> 契約金額 <u>2, 747, 800, 000円</u> 完成期限 令和 5 年 3 月 31 日 <u>3. 9. 29 議決</u> 契約金額 2, 728, 000, 000円 完成期限 令和 5 年 3 月 31 日	契約金額 <u>2, 998, 600, 000円</u> 完成期限 <u>令和 5 年10月23日</u>	地盤の状況によ り、地盤改良が 必要となった等 のため

参 考

市長専決処分事項指定の件（抜粋）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次に掲げる事項中異例に属するもののほか、市長において専決処分にすることができる。

（第 1 号から第 5 号まで省略）

(6) 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、次のいずれかの変更をする契約を締結すること。

ア 当該議決を経た契約金額の 1 割以内の範囲における変更（当該変更の額が横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和 39 年 3 月横浜市条例第 5 号）第 2 条に定める額未満の場合に限る。）

イ 天候その他やむを得ない事由による完成期限、履行期限又は引渡期限の変更

（第 7 号省略）

地方自治法（抜粋）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（抜粋）

（市議会の議決に付すべき契約）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の

規定により市議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 600,000,000 円以上の工事又は製造の請負とする。